

奈良市公報

第 202号

平成 17年 11月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

目	次
規 則	
奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良市都祁福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	7
一般競争入札の実施	7
平成 18年度近傍同種の住宅の家賃等	8
放置自転車等の保管	10
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	11
生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	11
生活保護法の規定による医療機関の指定	11
指定管理者の公募(4件)	11
住居番号の設定	13
道路の位置指定	13
放置自転車等の保管(2件)	13
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	14
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	14
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	15
放置自動車の処分等	15
放置自転車等の保管	15
放置自転車等の処分	15
住民票の職権消除	15
放置自転車等の保管	16
都市計画地区計画の案の公衆縦覧	16
都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧	16
放置自転車等の保管(2件)	16
住居表示を実施すべき区域等	17
結核指定医療機関の指定辞退	17
結核指定医療機関の指定	17
奈良市条例制定請求代表者証明書の交付	17
奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示	17
インフルエンザ予防接種の実施	18

一般競争入札の実施	18
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	19
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	19
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	20

規 則

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 10月 11日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 106号

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例施行規則(平成 17年奈良市規則第 41号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 10月 11日掲示済)

奈良市都祁福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 10月 11日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 107号

奈良市都祁福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市都祁福祉センター条例施行規則(平成 17年奈良市規則第 42号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

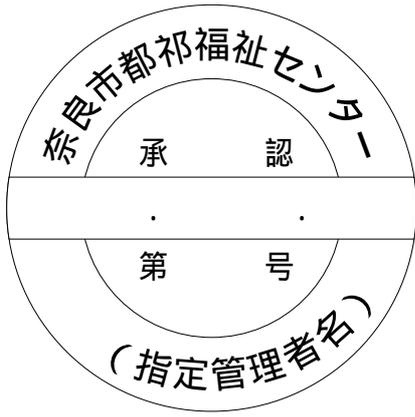
第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条第 1 項、第 6 条並びに第 11条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 1 号様式中【(あて先)奈良市長】を【(あて先)指定管理者】に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

公 営 企 業

第 2 号様式 (第 5 条関係)



別記第 35号様式中

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 10月 11日 掲示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 10月 13日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 108号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市税条例施行規則 (昭和 46年奈良市規則第 15号)
の一部を次のように改正する。

(市・県民税普通徴収分・固定資産税・都市計画税・軽自動車税用)

督 促 状

年度 期分

あなたの下記の税額が未納となつています。

様

通知書番号

法定納期限	年 月 日
税 額	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

延滞金は 年 月 日までの計算です。

を

年 月 日

指定納期限までにこの納付書にて必ず納付してください。

奈良市長 氏 名 印

指定納期限	年 月 日
-------	-------

この督促状の詳細については裏面を御覧ください。

この督促状到着までに納付された場合は
行き違いですので御了承ください。

(市・県民税 (普通徴収分)、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税用)

督 促 状

年度 期分

あなたの下記の税額が未納となつています。

様

通知書番号

法定納期限	年 月 日
税 額	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

延滞金は 年 月 日までの計算です。

に

指定納期限までにこの納付書で必ず納付

年 月 日

奈 良 市 長 印

この督促状の詳細については裏面をご覧ください。

してください。

指定納期限	年 月 日
-------	-------

この督促状到着までに納付された場合は
行き違いですのでご了承ください。

改める。

別記第 36号様式中

(法人市民税用)

督 促 状	年度 法人市民税		
御中	下記税額が未納となっております。		
年 月 日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">合 計 金 額</td> <td style="width: 30%;">円</td> </tr> </table>	合 計 金 額	円
合 計 金 額	円		
奈良市長 氏 名 印	同封の納付書にて、指定納期限までに必ず納付してください。		
この督促状の詳細については裏面を御覧ください。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">指定納期限</td> <td style="width: 60%;">年 月 日</td> </tr> </table>	指定納期限	年 月 日
指定納期限	年 月 日		
この督促状到着までに納付された場合は 行き違いですので御了承ください。	を		

(法人市民税用)

督 促 状	年度 法人市民税		
御中	下記税額が未納となっております。		
年 月 日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">合 計 金 額</td> <td style="width: 30%;">円</td> </tr> </table>	合 計 金 額	円
合 計 金 額	円		
奈 良 市 長 印	同封の納付書にて、指定納期限までに必ず納付してください。		
この督促状の詳細については裏面をご覧ください。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">指定納期限</td> <td style="width: 60%;">年 月 日</td> </tr> </table>	指定納期限	年 月 日
指定納期限	年 月 日		
この督促状到着までに納付された場合は 行き違いですのでご了承ください。	に		

改める。

別記第 3号様式中

「 (市・県民税特別徴収分用)

督 促 状		年度市・県民税(特別徴収分) 月分					
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		下記の税額が未納となっております。 下記明細書参照の上、速やかに納入してください。					
		<table border="1"> <tr> <td>法定納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>未納税額</td> <td>円 延滞金 円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table>		法定納期限	年 月 日	未納税額	円 延滞金 円
法定納期限	年 月 日						
未納税額	円 延滞金 円						
合計金額	円						
指定番号							
年 月 日							
奈良市長 氏 名 印							
この督促状の詳細については裏面を御覧ください。		この督促状到着までに納入された場合は行き違いですので御了承ください。					

を

「 (市・県民税(特別徴収分)用)

督 促 状		年度市・県民税(特別徴収分) 月分					
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		下記の税額が未納となっております。 下記明細書参照の上、速やかに納入してください。					
		<table border="1"> <tr> <td>法定納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>未納税額</td> <td>円 延滞金 円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table>		法定納期限	年 月 日	未納税額	円 延滞金 円
法定納期限	年 月 日						
未納税額	円 延滞金 円						
合計金額	円						
指定番号							
年 月 日							
奈良市長印							
この督促状の詳細については裏面をご覧ください。		この督促状到着までに納入された場合は行き違いですのでご了承ください。					

に

改める。

別記第 3号様式の 2 中

「 (たばこ税及び入湯税用)

督 促 状		年度 税
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		下記の税額が未納となっております。
		<table border="1"> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table>
合計金額	円	

様

同封の納付書にて、指定納期限までに必ず納付(入)してください。

指定納期限 年 月 日

年 月 日

奈良市長 氏

名 印

この督促状到着までに納付(入)された場合は行き違いですので御了承ください。

この督促状の詳細については裏面を御覧ください。

を

(たばこ税及び入湯税用)

様

督 促 状
年度 税

下記の税額が未納となっております。

合計金額 円

同封の納付書にて、指定納期限までに必ず納付(入)してください。

指定納期限 年 月 日

年 月 日

奈良市長 印

この督促状到着までに納付(入)された場合は行き違いですのでご了承ください。

この督促状の詳細については裏面をご覧ください。

に

改める。

別記第 3号様式の 3 中

(特別土地保有税用)

様

督 促 状

年度 特別土地保有税

下記の税額が未納となっております。

合計金額 円

延滞金は 年 月 日までの計算です。
同封の納付書にて、指定納期限までに必ず納付してください。

指定納期限 年 月 日

年 月 日

奈良市長 氏

名 印

この督促状到着までに納付された場合は行き違いですので御了承ください。

を

この督促状の詳細については裏面を御覧ください。

(特別土地保有税用)

督促状

年度 特別土地保有税

下記の税額が未納となっております。

合計金額	円
------	---

延滞金は 年 月 日までの計算です。
同封の納付書にて、指定納期限までに必ず納付してください。

指定納期限	年 月 日
-------	-------

様

年 月 日

奈良市長印

この督促状到着までに納付された場合は行き
この督促状の詳細については裏面をご覧ください。 違いですのでご了承ください。

改める。

別記第 3号様式の 4 中

(事業所税用)

年度 事業所税

督促状

下記の税額が未納となっております。

合計金額	円
------	---

延滞金は 年 月 日までの計算です。
同封の納付書にて、指定納期限までに必ず納付してください。

指定納期限	年 月 日
-------	-------

様

年 月 日

奈良市長 氏 名 印

この督促状の詳細については裏面を御覧ください。

(事業所税用)

督促状



様

年 月 日

奈良市長印

この督促状の詳細については裏面をご覧ください。 いですのでご了承ください。

年度 事業所税

下記の税額が未納となっております。

合計金額	円
------	---

延滞金は 年 月 日までの計算です。
同封の納付書にて、指定納期限までに必ず納付してください。

指定納期限	年 月 日
-------	-------

この督促状到着までに納付された場合は行き違

改める。

附 則

この規則は、平成 17年 12月 1日から施行する。

(平成 17年 10月 13日揭示済)

告 示

奈良市告示第 583号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
大淵池幹線 - 132	奈良市西登美ヶ丘六丁目 4230	奈良市西登美ヶ丘六丁目 4341
押熊第 2 幹線 - 36	奈良市押熊町 882- 1	奈良市押熊町 882- 12
押熊第 2 幹線 - 37	奈良市押熊町 881- 1	奈良市押熊町 881- 6
帯解幹線 - 115	奈良市今市町 730- 1	奈良市今市町 702
帯解幹線 - 116	奈良市今市町 702	奈良市今市町 747
帯解幹線 - 117	奈良市今市町 702	奈良市今市町 733
五条幹線 - 194	奈良市五条西一丁目 5230- 3	奈良市五条西一丁目 5231- 2
油阪分水幹線 - 2	奈良市三条本町 332- 4	奈良市三条本町 329- 6
油阪分水幹線 - 3	奈良市三条本町 331- 1	奈良市三条本町 331- 1
都跡幹線 - 259	奈良市法蓮町 1921- 90	奈良市法蓮町 1921- 5
帯解幹線 - 119	奈良市窪之庄町 686- 4	奈良市窪之庄町 686- 14

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 16番地 奈良県浄化センター
(平成 17年 10月 3日揭示済)

奈良市告示第 584号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

その関係図書は、平成 17年 10月 3日から 2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 10月 3日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17年 10月 17日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市西登美ヶ丘六丁目、押熊町、今市町、五条西一丁目、三条本町、法蓮町及び窪之庄町の各一部

行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

東部第 1 地区管路施設工事(阪原) 107工区ほか 43件
(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価

格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 17年 10月 6日までは入札控室、同月 7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 10月 6日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 17年 10月 13日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 10月 7日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
 - 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
 - 奈良市財務部監理課工事入札係
 - 電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 10月 3日揭示済)

奈良市告示第 585号

奈良市営住宅条例(昭和 61年奈良市条例第 14号)第 17条第 3項の平成 18年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第 4項の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

名 称	位 置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の住宅 の家賃(円)	利便性係数
第 2 号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1 - 2 号館	71,800	0.7050
		74.8	3 - 4 号館	71,100	0.7050
		74.8	5 - 6 号館	70,700	0.7050
		39.3	6 号館	37,100	0.7050
第 3 号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1 - 20	15,500	0.7669
		74.9	1 - 2 号棟	82,300	0.8121
第 4 号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1 - 2 号棟	72,300	0.7743
		64.2	1 - 2 号棟	62,200	0.7743
		64.5	1 - 2 号棟	62,500	0.7743
		71.9	1 - 2 号棟	69,700	0.7743
		74.6	3 号棟	71,400	0.7743
		64.2	3 号棟	61,400	0.7743
		64.5	3 号棟	61,700	0.7743
		71.9	3 号棟	68,800	0.7743
第 5 号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1 - 2 号棟	68,400	0.7798
		64.5	1 - 2 号棟	59,100	0.7798
		71.2	1 - 2 号棟	65,300	0.7798
第 6 号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101- 120	17,300	0.7382
第 7 号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131- 140	17,600	0.7669
		28.0	141- 150	18,100	0.7669
		33.8	151- 160	19,800	0.7669
第 8 号市営住宅	奈良市肘塚町	34.6	161- 180	22,300	0.7707
第 9 号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1 - 2 号棟	105,200	0.8103
		60.7	1 - 2 号棟	91,000	0.8103
		55.3	1 - 2 号棟	89,400	0.8174
		70.1	3 号棟	100,600	0.8103
		60.7	3 号棟	87,100	0.8103
		55.3	3 号棟	86,300	0.8174
		60.1	3 号棟	86,200	0.8103
第 10 号市営住宅	奈良市古市町	42.7	92- 126	19,600	0.7267
		42.7	127- 141	24,600	0.7267
		55.4	143- 157	29,500	0.7267
		58.8	158- 164	31,000	0.7267
		58.8	165- 188	31,200	0.7267
		74.6	1 - 23	92,900	0.7312
		74.6	24- 35	90,500	0.7312
		74.9	36- 62	89,800	0.7312
		74.9	63- 66	90,600	0.7312
		74.9	67- 102	92,700	0.7312
		75.0	103- 112	90,500	0.7312
		74.9	113- 118	81,800	0.7312
		74.9	119- 124	93,100	0.7312
		31.4	1 - 12	12,500	0.7133
		42.7	54- 63	18,000	0.7019
		55.4	74- 78	30,000	0.7019
		55.4	64- 73	29,100	0.7019
		58.8	79- 91	30,000	0.7019
		58.8	92- 101	34,600	0.7019

第 11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	74.8	1 - 10	86,900	0.7050
		74.9	25- 28	89,000	0.7050
		74.9	11- 24	87,900	0.7050
		74.9	29- 32	88,700	0.7050
		74.9	33- 38	90,800	0.7050
		74.9	39- 43	90,700	0.7050
		74.9	44- 47	91,500	0.7050
		74.9	48- 53	91,300	0.7050
		75.0	54- 55	79,700	0.7050
		74.9	56- 57	90,800	0.7050
第 12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目、横井五丁目	55.4	76- 105	30,100	0.7057
		75.0	1 - 28	92,400	0.7090
		74.9	39- 43	89,900	0.7090
		74.9	29- 38	90,500	0.7090
		74.8	44- 49	88,800	0.7090
		74.9	50- 53	88,900	0.7090
		74.9	54- 55	89,500	0.7090
		74.9	56- 59	91,700	0.7090
		75.0	60- 67	89,500	0.7090
		75.0	68- 71	89,700	0.7090
第 13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15- 20	30,800	0.7000
		58.8	21- 30	34,200	0.7000
		74.9	1 - 8	90,000	0.7029
		74.9	9 - 14	90,800	0.7029
第 14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101- 312	81,700	0.7939
第 16号市営住宅	奈良市西木辻町	28.3	101- 405	19,900	0.7679
第 18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	27,700	0.7825
		37.6	2号棟	26,100	0.7825
		42.1	3号棟	25,200	0.7825
		38.7	4号棟	23,200	0.7825
		42.3	5 - 6号棟	26,000	0.7825
第 19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52- 61	32,700	0.7210
		74.9	101- 404	75,900	0.7252
第 20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1 - 4号棟	44,100	0.8184
		65.0	5 - 9号棟	53,300	0.8184
		55.0	5 - 9号棟	45,100	0.8184
		45.0	5 - 9号棟	36,800	0.8184
第 21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201- 612	48,400	0.8417
第 22号市営住宅	奈良市蘭生町	31.5	1 ~ 20	7,900	0.6579
		31.5	21~ 36	7,700	0.6579
第 23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1 ~ 20	7,000	0.6598
		31.5	21~ 40	7,600	0.6598

(平成 17年 10月 3日揭示済)

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第 586号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 3日

3 移動対象区域

- 近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1条第 1項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 10月 3日揭示済)

奈良市告示第 587号
生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規

定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
康輝堂薬局	奈良市神功四丁目 2 - 22	平成 14年 4月 30日
サト薬局	奈良市三条添川町 4 - 1	平成 17年 7月 1日
ききょうクリニック	奈良市富雄元町三丁目 1 - 13	平成 17年 9月 30日
日吉耳鼻咽喉科クリニック	奈良市中登美ヶ丘三丁目 2 - 101	平成 17年 9月 30日
大橋耳鼻咽喉科	奈良市大宮町二丁目 3 - 4 - 101	平成 17年 9月 30日

(平成 17年 10月 3日揭示済)

奈良市告示第 588号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人新生活会訪問看護ステーションあさがお	奈良市右京一丁目 3 - 1	(所在地) 奈良市右京四丁目 14- 28	(所在地) 奈良市右京一丁目 3 - 1	平成 16年 11月 24日

(平成 17年 10月 3日揭示済)

(平成 17年 10月 3日揭示済)

奈良市告示第 589号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
木下こども診療所	奈良市西大寺赤田町一丁目 2 - 10	平成 17年 9月 1日
医療法人春秋会日吉耳鼻咽喉科クリニック	奈良市中登美ヶ丘三丁目 2 - 10号	平成 17年 10月 1日
フォルテ歯科クリニック	奈良市中山町西四丁目 456- 1 T S ビル 102	平成 17年 10月 5日
医療法人明盛会大橋耳鼻咽喉科	奈良市大宮町二丁目 3 - 4 - 10号	平成 17年 10月 1日

奈良市告示第 590号

奈良市自転車駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 2条の規定により、次のとおり告示します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 公の施設の名称及び所在地
奈良市中筋町 31番地の 18
奈良市中筋自転車駐車場
奈良市右京一丁目 14番地
奈良市高の原第一自転車駐車場
奈良市朱雀三丁目 23番地
奈良市高の原第二自転車駐車場
奈良市右京一丁目 14番地
奈良市高の原第三自転車駐車場
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること。

- (2) 駐車場及び附属施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市企画部交通政策課

- (2) 申請期間

平成 17年 10月 3日から同年 10月 31日まで

- (3) 提出書類

奈良市自転車駐車場指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 管理業務の事業計画書及び収支予算書

イ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）

ウ 申立書及び市税滞納有無調査承諾書

エ 団体の前年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表等活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の今年度の事業計画書及び収支予算書

カ 団体の役員名簿又はこれに類する書類

- (4) 問い合わせ先

奈良市企画部交通政策課

電話 0742- 34- 4719

(平成 17年 10月 3日 掲示済)

奈良市告示第 591号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 2条の規定により、次のとおり告示します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

1 公の施設の名称及び所在地

奈良市法蓮町 1702番地の 1

奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) センターの事業の実施に関すること。
- (2) センター使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市市民生活部市民サービス課

- (2) 申請期間

平成 17年 10月 3日から同年 10月 31日まで

- (3) 提出書類

奈良市ボランティアセンター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 管理業務の事業計画書及び収支予算書

イ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）

ウ 申立書及び市税滞納有無調査承諾書

エ 団体の前年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表等活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の今年度の事業計画書及び収支予算書

カ 団体の役員名簿又はこれに類する書類

- (4) 問い合わせ先

奈良市市民生活部市民サービス課

電話 0742- 34- 4731

(平成 17年 10月 3日 掲示済)

奈良市告示第 592号

なら奈良館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 2条の規定により、次のとおり告示します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市東向中町 28番地

なら奈良館

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら奈良館の事業の実施に関すること。
世界遺産「古都奈良の文化財」の紹介に関すること。
その他なら奈良館の設置目的を達成するために必要な事業。
- (2) なら奈良館への入館手續に関すること。（使用料の徴収に関することを含む。）
- (3) なら奈良館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市経済部観光課

- (2) 申請期間

平成 17年 10月 3日から同年 10月 31日まで

- (3) 提出書類

なら奈良館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア なら奈良館事業計画書

イ なら奈良館収支予算書

ウ 申立書及び市税滞納有無調査承諾書

エ 法人にあつては、定款、寄附行為及び登記事項証

明書

オ 法人以外の団体にあつては、会則等及び代表者の住民票の写し

カ 団体の前年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表等活動の内容及び財務の状況がわかる書類

キ 団体の今年度の事業計画書及び収支予算書

ク 団体の役員名簿又はこれに類する書類

(4) 問い合わせ先

奈良市経済部観光課

電話 0742- 34- 5135

(平成 17年 10月 3日 揭示済)

奈良市告示第 593号

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 2 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 17年 10月 3日

奈良市長 藤原 昭

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市元興寺町 44番地

奈良市ならまち格子の家

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市ならまち格子の家の事業の実施に関すること。

奈良市ならまち格子の家の生活民具、伝統的工芸品等の展示及び紹介に関すること。

観光の案内に関すること。

その他奈良市ならまち格子の家の設置目的を達成するために必要な事業。

(2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。

(3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市経済部観光課

(2) 申請期間

平成 17年 10月 3日から同年 10月 31日まで

(3) 提出書類

奈良市ならまち格子の家指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市ならまち格子の家事業計画書

イ 奈良市ならまち格子の家収支予算書

ウ 申立書及び市税滞納有無調査承諾書

エ 法人にあつては、定款、寄附行為及び登記事項証明書

オ 法人以外の団体にあつては、会則等及び代表者の住民票の写し

カ 団体の前年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表等活動の内容及び財務の状況がわかる書類

キ 団体の今年度の事業計画書及び収支予算書

ク 団体の役員名簿又はこれに類する書類

(4) 問い合わせ先

奈良市経済部観光課

電話 0742- 34- 5135

(平成 17年 10月 3日 揭示済)

奈良市告示第 594号は、奈良市公報号外第 29 号に掲載

奈良市告示第 595号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21 号)第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 4日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成 17年 10月 4日 揭示済)

奈良市告示第 596号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 10月 4日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市六条二丁目 7 番 13号
申請者氏名	上田隆章 上田賀代 上田修司 上田善久
道路の位置	奈良市六条西一丁目 157番地の 11の一部
道路の幅員	最大 8.0m 最小 6.0m
道路の延長	44.85m
指定年月日	平成 17年 10月 4日
指定番号	第 17009号

(平成 17年 10月 4日 揭示済)

奈良市告示第 597号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 4日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 17年 10月 4日

3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17年 10月 4日揭示済)

奈良市告示第 598号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 10月 5日
奈良市長 藤原 昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 17年 10月 5日

3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17年 10月 5日揭示済)

奈良市告示第 599号
生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。
平成 17年 10月 5日
奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
奈良在宅ホスピス支援センターひばり	奈良市帝塚山南四丁目 20- 15- 106号	訪問介護、居宅介護支援事業	有限会社マイムメディカルサポート	奈良市帝塚山南四丁目 20- 15- 106号	平成 17年 10月 1日
ばればれ秋篠	奈良市秋篠三和町一丁目 1 - 21	訪問介護、居宅介護支援事業、通所介護	株式会社ひまわりの会	奈良市登美ヶ丘二丁目 2 - 15	平成 17年 10月 1日
デイ・サンライフ明日香	奈良市紀寺町 556 - 1	通所介護	社会福祉法人サンライフ	奈良市南紀寺町五丁目 53- 1	平成 17年 9月 19日
特別養護老人ホームサンライフ明日香	奈良市紀寺町 556 - 1	短期入所生活介護	社会福祉法人サンライフ	奈良市南紀寺町五丁目 53- 1	平成 17年 9月 19日
サンライフ明日香居宅介護支援事業所	奈良市紀寺町 556 - 1	居宅介護支援事業	社会福祉法人サンライフ	奈良市南紀寺町五丁目 53- 1	平成 17年 9月 19日
株式会社三笑堂奈良支店	奈良市菅原町 118	福祉用具貸与	株式会社三笑堂	京都市南区上鳥羽大物町 68	平成 17年 10月 1日
サポートコーシン	奈良市三碓町 2250	訪問介護	有限会社西貴久苑	奈良市三碓町 2250	平成 17年 9月 26日

(平成 17年 10月 5日揭示済)

奈良市告示第 600号
生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。
平成 17年 10月 5日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人新生会訪問看護ステーションあさがお	奈良市右京一丁目 3 - 1	奈良市右京四丁目 14 - 28	奈良市右京一丁目 3 - 1	平成 16年 11月 24日

(平成 17年 10月 5日揭示済)

奈良市告示第 601号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 10月 5日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設 又は廃止した 事業の種類	廃止 年月日
名称	主たる事務所の 所在地		
医療法人平和 会吉田病院	奈良市西大寺赤 田町一丁目 7 - 1	短期入所療養 介護、介護療 養型医療施設	平成 17 年 9月 30日

(平成 17年 10月 5日 揭示済)

奈良市告示第 602号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 8年奈良市条例第 14号)第 14条第 4 項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16条第 1 項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成 17年 10月 6日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市三条本町地内 (市道中部第 62号線上)
2号物件	奈良市八条町地内 (市道南部第 106号線上)
3号物件	奈良市八条町地内 (市道南部第 106号線上)

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録 番号	車台 番号
1号 物件	ホンダ	ストリ ート	軽自動 車	シル バー	-	H11 - 1012370
2号 物件	スズキ	キャリ ー	軽自動 車	白	奈良 41 う 26- 45	-
3号 物件	ホンダ	トゥデ イ	軽自動 車	黒	-	JW2 - 1078445

3 処分年月日

平成 17年 10月 20日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

奈良市建設部土木管理課 電話 0742- 34- 1111

(平成 17年 10月 6日 揭示済)

奈良市告示第 603号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 6日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 10月 6日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 10月 6日 揭示済)

奈良市告示第 604号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 10月 7日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 17年 10月 21日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 17年 7月 4日から同月 8日まで、同月 11日から同月 14日まで、同月 19日から同月 22日まで、同月 25日及び同月 27日

(平成 17年 10月 7日 揭示済)

奈良市告示第 605号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和 42年政令第 292号)第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12条第 1 項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して 30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

平成 17年 10月 7日

奈良市長 藤原 昭

住 所	氏 名	処分年月日
奈良市西登美ヶ丘五丁目 2 番 3号	甲斐 努	平成 17年 10 月 5日

(平成 17年 10月 7日揭示済)

奈良市告示第 606号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 10月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 10月 7日揭示済)

奈良市告示第 607号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 17年 10月 11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画
東紀寺町一丁目地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市東紀寺町一丁目 703番 1
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 17年 10月 11日から同月 25日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 17年 10月 25日までに必着するように提出してください。

(平成 17年 10月 11日揭示済)

奈良市告示第 608号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区を変更するため、都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 21条第 2 項において準用する同法第 17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 17年 10月 11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町、中山町、法華寺町及び宝来町の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 17年 10月 11日から同月 25日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 17年 10月 25日必着で提出してください。

(平成 17年 10月 11日揭示済)

奈良市告示第 609号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 10月 11日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 10月 11日揭示済)

奈良市告示第 610号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 10月 12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成 17年 10月 12日
3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17年 10月 12日揭示済)

奈良市告示第 611号
住居表示に関する法律(昭和 37年法律第 119号)第 3 条
第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、住居表示を実施すべき
区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街
区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第 3 項
の規定により告示します。
平成 17年 10月 13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 実施区域
別図のとおり
- 2 実施期日
平成 17年 11月 7日
- 3 住居表示の方法
街区方式
- 4 街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈
良市市民生活部市民課において閲覧に供します。
別図省略
(平成 17年 10月 13日揭示済)

奈良市告示第 612号
結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 4 項の規
定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しまし
たので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2
条の 5 第 2 項において準用する同条第 1項の規定により告
示します。
平成 17年 10月 13日

奈良市長 藤原 昭

名 称	所 在 地	辞退年月日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁 目 3 - 11	平成 17年 9 月 19日
木下薬局	奈良市福智院町 22	平成 17年 9 月 30日
大橋耳鼻咽喉科	奈良市大宮町二丁目 3 - 4 - 101	平成 17年 9 月 30日
ききょうクリニッ ク	奈良市富雄元町三丁 目 1 番 13号	平成 17年 9 月 30日
日吉耳鼻咽喉科ク リニック	奈良市中登美ヶ丘三 丁目 2 - 101	平成 17年 9 月 30日

(平成 17年 10月 13日揭示済)

奈良市告示第 613号
結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1 項の規
定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたの
で、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の

5 第 1 項の規定により告示します。
平成 17年 10月 13日
奈良市長 藤原 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
藤岡医院	奈良市登美ヶ丘三丁 目 14- 5	平成 17年 9 月 15日
平松薬局	奈良市登美ヶ丘三丁 目 3 - 11	平成 17年 9 月 20日
医療法人春秋会 日吉耳鼻咽喉科ク リニック	奈良市中登美ヶ丘三 丁目 2 - 101	平成 17年 10 月 1日
医療法人明盛会 大橋耳鼻咽喉科	奈良市大宮町二丁目 3 - 4 - 101	平成 17年 10 月 1日
木下愛生堂薬局	奈良市福智院町 22	平成 17年 10 月 1日

(平成 17年 10月 13日揭示済)

奈良市告示第 614号
地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 91条第 2
項の規定により、奈良市条例制定請求代表者証明書を交付
したので、同項の規定により次のとおり告示します。
平成 17年 10月 14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 条例制定請求代表者の氏名及び住所
辻本 誠 奈良市千代ヶ丘 1 - 1 - 34
井上 雅由 奈良市敷島町 1 - 548- 10
工藤 良任 奈良市般若寺町 221
中川 徹 奈良市あやめ池北 3 - 17- 12
宮崎 幹大 奈良市白毫寺町 392
- 2 奈良市条例制定請求代表者証明書の交付年月日
平成 17年 10月 14日
(平成 17年 10月 14日揭示済)

奈良市告示第 615号
奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱
の一部を改正する告示を次のように定める。
平成 17年 10月 14日

奈良市長 藤原 昭

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理
要綱の一部を改正する告示
奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱
(平成 14年奈良市告示第 401号)の一部を次のように改正
する。
第 2 条第 3 号中「住民課、東部出張所、北部出張所」を
西部出張所住民課、東部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行
政センター住民課、都祁行政センター住民課」に改める。
第 5 条第 2 項中「住民課長、東部出張所長及び北部出張
所長」を「西部出張所住民課長、東部出張所長、北部出張
所長、月ヶ瀬行政センター住民課長及び都祁行政センター
住民課長」に改める。

第 9 条の表業務端末を設置する課、各出張所等の事務室の項及び第 12条第 2 項の表業務端末の項中「住民課長、東部出張所長、北部出張所長」を「西部出張所住民課長、東部出張所長、北部出張所長、月ヶ瀬行政センター住民課長、都祁行政センター住民課長」に改める。

第 16条第 2 項中「住民課長、東部出張所長及び北部出張所長」を「西部出張所住民課長、東部出張所長、北部出張所長、月ヶ瀬行政センター住民課長及び都祁行政センター住民課長」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年 10月 14日から施行する。
(平成 17年 10月 14日揭示済)

奈良市告示第 616号

予防接種法（昭和 23年法律第 68号）第 3 条第 1 項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和 23年政令第 197号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 17年 10月 14日

奈良市長 藤原 昭

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上 65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成 17年 10月 15日から 平成 17年 12月 28日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5 以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギー反応のなかでも迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (6) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 過去にけいれんの既往のある者
- (3) 気管支喘息のある患者
- (4) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

4 料金

1,000円実費徴収。ただし、予防接種法第 24条ただし書の規定により、生活保護世帯からの実費徴収は行わない。

5 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 17年 10月 14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 40号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 10月 3日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内柳生町地内他 6 件（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日

を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 10 月 7 日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 10 月 13 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17 年 10 月 3 日掲示済)

奈良市水道局告示第 41 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示します。

平成 17 年 10 月 3 日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
柳木工業	柳 清志	奈良市南新町 55-1 の 16 番地	平成 17 年 9 月 26 日

(平成 17 年 10 月 3 日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 14 号

平成 17 年 10 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。
平成 17 年 10 月 5 日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日時

平成 17 年 10 月 11 日（火）午前 10 時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

- (1) 平成 18 年度奈良市立幼稚園長候補者選考実施要項について
- (2) 平成 18 年度奈良市立幼稚園長候補者選考委員会設置要項について
- (3) 第 4 回奈良市教育改革推進フォーラムの概要報告（リーフレット）について
- (4) 「子ども安全の日の集い」について
- (5) 第 5 回 姉妹 3 都市親善体育大会の成績について

2 議事

- 議案第 4 号 奈良市立小学校通学区域の一部改正について
- 議案第 42 号 奈良市スポーツ振興審議会委員の一部任命について

3 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
10 月～ 11 月
- (2) 平成 17 年度奈良市青少年フェスティバル事業実

施について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分
までで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 17年 10月 5日 揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 23号

奈良市農業委員会平成 17年 10月農地部会の会議を下記
のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則
(昭和 32年農業委員会告示第 4号) 第 3条第 1項の規定に
より告示します。

平成 17年 10月 7日

奈良市農業委員会

農地部長 中 島 信 男

記

1 日時

平成 17年 10月 14日(金) 午後 1 時 30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号

奈良市役所 北棟 6 階 第 22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号) 第 3 条、第 4 条、
第 5 条及び第 20条に関する許可申請及び届出につ
いて
- (2) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出
について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
について
- (5) 農地法第 25条第 2 項の規定による通知の受理につ
いて(小作契約変更分)
- (6) 許可・受理の取消しについて
- (7) 知事許可について(9月許可分)
- (8) 非農地証明について(9月分)

(平成 17年 10月 7日 揭示済)